

一般社団法人健康美容推進協会 定款

公
証

令和6年10月15日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条

- 1 当法人は、一般社団法人健康美容推進協会と称する。

(目 的)

第2条

- 1 当法人は、国民が生き生きとした人生を歩むことを願い、そのために、美容と健康に関する総合的かつ有益な情報を発信し、もって国民に美容と健康の知識を普及し、国民の美容と健康増進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。
 - (1) 筋肉・骨格に対する正しいアプローチが美容・健康増進に寄与することの情報発信
 - (2) 美容・健康に関する教育・普及・啓発及び情報発信
 - (3) 美容・健康に関する学術総会、研究会、研修会等の企画・運営・開催
 - (4) 美容・健康に関する機関誌及びその他の刊行物の発行
 - (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業及び前各号に附帯・関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条

- 1 当法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

(公告方法)

第4条

- 1 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(社 員)

第5条

- 1 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条

- 1 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社を申し込み、社

員総会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第7条

- 1 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第8条

- 1 社員は、次に掲げる事由によって退社する。
 - (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - (2) 死亡
 - (3) 総社員の同意
 - (4) 除名
- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができ、この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第9条

- 1 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定められた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第10条

- 1 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第11条

- 1 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があると

きは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条

- 1 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条

- 1 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第14条

- 1 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第15条

- 1 当法人の理事の員数は、3名以上とする。
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 各理事とその理事の親族等である理事の合計数は理事の3分の1以下とする。
- 4 診療所の管理者となる医師は理事とする。

(理事の選任の方法)

第16条

- 1 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第17条

- 1 当法人は、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第18条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 19 条

- 1 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解 任)

第 20 条

- 1 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 21 条

- 1 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条

- 1 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 23 条

- 1 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 24 条

- 1 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の 1 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第 25 条

- 1 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条

- 1 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条

- 1 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条

- 1 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

████████████████████
藤原祐樹

████████████████████
太田裕司

████████████████████
杉浦勲

(設立時の役員)

第30条

- 1 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 藤原祐樹

設立時理事 太田裕司

設立時理事 杉浦勲

(設立時の代表理事)

第31条

- 1 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

埼玉県蓮田市末広1丁目1番13号クレールコート101号
設立時代表理事 太田裕司

(最初の事業年度)

第32条

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第33条

- 1 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人健康美容推進協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員の定款作成代理人である弁護士法人渋谷アクア法律事務所社員諸賀孝明は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年10月15日

設立時社員 藤原祐樹

設立時社員 太田裕司

設立時社員 杉浦勲

上記設立時社員の定款作成代理人

弁護士法人渋谷アクア法律事務所 社員 諸賀孝明



同一の情報の提供

提供の日付：2024年11月21日

公証人：17010034 中井隆司



所属法務局：神戸地方法務局

公証役場：神戸公証センター

神戸市中央区明石町4番地

請求対象の登簿管理番号：24-1701003402001768

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2024年11月21日

請求対象の処理公証人：17010034 中井隆司

所属法務局：神戸地方法務局

公証役場：神戸公証センター

神戸市中央区明石町4番地

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一であることを証する。